⑿　本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。

2　競争参加資格　次に掲げる条件をすべて満たす４者を構成員とする特定建設工事共同企業体とし、かつ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）鉄道建設本部北海道新幹線建設局長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた特定建設工事共同企業体とする。

⑴　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第４条又は第５条の規定に該当しない者であること。

⑵　「平成27・28年度工事競争参加資格確認者」のうち「当機構鉄道建設本部北海道新幹線建設局管内土木」に係る競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構鉄道建設本部北海道新幹線建設局が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　各構成員は、当機構鉄道建設本部北海道新幹線建設局管内土木に係る競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が次に掲げる基準を満たしていること。

代表者　1,400点以上

出資比率が第２位の構成員　1,200点以上

出資比率が第３位の構成員　1,000点以上

出資比率が最下位の構成員（最下位の構成員が同率で複数の場合は、そのうち１者に限る。以下同じ。）　1,000点以上1,200点未満

⑷　構成員のうち代表者は、次の①又は②のいずれかの施工実績を有すること。

出資比率が第２位の構成員は、次の③の施工実績を有すること。

出資比率が第３位の構成員は、次の③又は④のいずれかの施工実績を有すること。

出資比率が最下位の構成員は、次の⑤の施工実績を有すること。

①　外径6.5ｍ以上かつ延長1,000ｍ以上のSENSによる鉄道トンネル新設工事

②　外径6.5m以上かつ延長1,000m以上の密閉型シールド工法による鉄道トンネル新設工事及び内空断面積50㎡以上かつ延長500m以上のNATMによる鉄道トンネル新設工事

③　密閉型シールド工法によるトンネル新設工事

④　NATMによるトンネル新設工事

⑤　トンネル新設工事

なお、上記工事の施工実績は、平成13年度以降に元請として完工し引渡し済みのものに限る。また、共同企業体構成員としての実績は、代表者は出資比率が構成員中最大（北海道内に本店がある者が代表者となる場合は、出資比率が10％以上）、その他の構成員は出資比率が10％以上のものであること。

当該工事が当機構鉄道建設本部の発注工事の場合は、以下の要件を満たしていること。

・工事成績評定点がある場合は、65点以上であること。

・一部しゅん功の場合、当該工事の主たる目的物を引渡していること。

⑸　当機構鉄道建設本部の施工実績がある場合は、土木における平成26年度及び平成27年度の当機構鉄道建設本部の工事成績の平均が２年連続で60点未満でないこと。

⑹　工事全般に係る施工計画が適正であること。

⑺　すべての構成員は、次に掲げる基準を満たす配置予定技術者を当該工事に専任で配置できること。また、代表者は、配置予定技術者のほかに専任補助者（現場代理人及び専門技術者との兼務を認める。）を配置することができる。専任補助者数は配置予定技術者１名につき、それ以上とし、専任補助者は次に掲げるア、イ、エの基準を満たす者とする。

なお、専任補助者を配置する場合にあたっては、その配置方について、配置予定技術者と同様に「監理技術者制度運用マニュアル（平成16年３月１日国土交通省総合政策局建設業課）」によるものとする。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　構成員のうち代表者は、次の①又は②のいずれかにおける掘削施工管理に１年以上の経験を有する者を配置すること。

出資比率が第２位の構成員は、次の③における掘削施工管理に６箇月以上の経験を有する者を配置すること。

出資比率が第３位の構成員は、次の④の施工経験を有する者を配置すること。

出資比率が最下位の構成員の配置予定技術者については、施工経験を必ずしも必要としない。

なお、代表者の構成員について、施工経験を１名の配置予定技術者で満たすことができない場合は、複数名の組合せとすることができる。ただし、掘削施工管理の期間の要件については、配置予定技術者それぞれが満足すること。

専任補助者について、代表者が配置予定技術者を複数配置する場合は、それに対応する専任補助者を配置できるものとし、専任期間についても配置予定技術者と同様にする。ただし、専任補助者数は、配置予定技術者１名につき、それ以上とする。

①　外径6.5m以上かつ延長1,000m以上のSENSによる鉄道トンネル新設工事

②　外径6.5m以上かつ延長1,000m以上の密閉型シールド工法による鉄道トンネル新設工事及び内空断面積50㎡以上かつ延長500m以上のNATMによる鉄道トンネル新設工事

③　密閉型シールド工法によるトンネル新設工事

④　トンネル新設工事

なお、上記工事の施工経験は、平成13年度以降に元請として完工し引渡し済みのものに限る。また、共同企業体構成員としての経験は、出資比率が10％以上のものであること。

当該工事が当機構鉄道建設本部の発注工事の場合は、以下の要件を満たしていること。

・工事成績評定点がある場合は、65点以上であること。

・一部しゅん功の場合、当該工事の主たる目的物を引渡していること。

ウ　代表者が専任補助者を配置する場合は、代表者の配置予定技術者の施工経験は、上記イの施工経験に代えて①、②又は③のいずれかにおける掘削施工管理に１年以上の経験とすることができる。

エ　監理技術者（監理技術者の専任補助者を含む。）にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構鉄道建設本部北海道新幹線建設局長から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　１⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本関係若しくは人的関係のある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　工事全般の具体的な施工計画、工事目的物の性能、機能の向上等及び社会的要請への対応に関する技術提案（以下「技術提案」という。）に係わる具体的な施工計画が適正であること。

技術提案に係わる具体的な施工計画の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊示方書に参考として示された図面及び示方書等（以下「標準案」という。）と異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工する場合の具体的な施工内容を示した施工計画書を提出すること。技術提案に係わる具体的な施工計画が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。また、標準案に基づいて施工しようとする場合には標準案による施工計画を提出すること。